

**令和5年度**  
**子育てにやさしいまち実現プロジェクト**  
**宇治市まちのリビング創出事業補助金**  
**募集要項**

### 1. 事業の趣旨

別紙「令和5年度まちのリビング創出促進事業の考え方」（以下「事業の考え方」という。）に基づき、「ばしょ・きっかけ・つながり」を備えたまちのリビングの創出のための支援について、予算の範囲内において、宇治市まちのリビング創出事業補助金交付要項に基づき、個人・団体等へ補助金を交付します。

### 2. 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業の考え方に基づく、「ばしょ・きっかけ・つながり」を備えたまちのリビングの創出、持続的かつ発展的な運営を支援する事業とし、次に掲げる条件を全て満たす事業とします。

- ①長期に亘って交流空間として機能するための事業であること。
- ②専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業でないこと。
- ③政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- ④事業の効果が特定の個人又は申請団体等のみに帰属する事業でないこと。
- ⑤事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。
- ⑥その他、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める事業でないこと。

### 3. 補助対象経費

- ・補助金交付の対象となる経費は、当該補助事業に直接要する経費で、別添「補助対象・対象外経費例一覧表」記載の経費とします。
- ・補助対象経費においては、補助事業を実施するために必要かつ補助対象期間内に完了した事業について、原則対象とします。
- ・他の補助金等を受けている経費は対象としません。なお、人件費は、補助金に係る書類作成及び経理事務等、団体等の経常的運営経費にあたるものは対象としません。

### 4. 補助金額及び補助対象期間

- ・限度額については、まちのリビング1ヶ所につき、100万円とします。ただし、審査及び選定時に補助金額を調整する場合があります。
- ・補助事業に係る補助対象期間は交付決定日から令和6年2月29日までとします。

## 5. 補助対象者

次のいずれも満たすこととします。

- ・宇治市もしくは京都府を中心に活動している法人、団体、個人であること。
- ・宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

## 6. 採択者数

予算の範囲内で採択します。審査及び選定時に補助金額を調整する場合があります。一次募集において、予算に達した場合、二次募集を実施しない可能性があります。

## 7. 募集期間及び応募方法

### (1) 募集期間

#### 【一次募集】

令和5年4月17日（月）から令和5年5月31日（水）まで

#### 【二次募集】

令和5年9月19日（火）から令和5年10月20日（金）まで

### (2) 応募方法

市のホームページから各種様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下(3)に示す応募書類を提出してください。

### (3) 応募書類

- ①宇治市地まちのリビング創出事業補助金交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③収支予算書（様式3）
- ④定款又は規約等の団体の運営規約に相当するものの写し

※法人、団体の場合のみ

- ⑤これまでの事業・取組等がわかる資料

### (4) 応募書類提出先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 市民協働推進課

電子メール：shiminkyodo@city.uji.kyoto.jp

### (5) 問い合わせ先

電話：0774-20-8721

電子メール：shiminkyodo@city.uji.kyoto.jp

## 8. 応募事業の審査及び選定

### (1) 審査・選定手順

- ・応募された事業提案について、審査及び選定を経て、予算の範囲内で事業を採択します。
- ・応募された事業提案について、審査前に、対面でヒアリングを行います。
- ・必要に応じ、資料の追加提出等を求める場合があります。
- ・書類審査時点で下記に該当する場合は、不交付と決定する場合があります。
  - ①本事業の趣旨や目的等と明らかに乖離している事業内容の申請である場合
  - ②その他交付することが明らかに不適当と認められる場合

### (2) 選定基準

選定基準	内容	配点
課題等の把握及び事業目的設定	・対象エリアのコミュニティに関する現状・課題等を的確に把握しているか ・事業目的の設定が適切か	30
事業計画	・「事業の考え方」に基づく事業計画となっているか ・実現可能な計画となっているか	40
将来的な可能性	・事業終了後も長期的まちのリビングとして機能し、地域コミュニティの活性化につながる見込みがあるか	20
活動実績	・応募者の現在に至るまでの活動は、本事業に活かされることが期待できるか	10
算定根拠の妥当性	・経費の積算は適切で、本事業の適切な執行が期待できるか ・事業に要する費用と目的・効果とのバランス（費用対効果）はとれているか	20

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に通知します。採択された者については、予算の範囲内において交付決定とし、交付決定通知書をお送りします。

## 9. 留意事項

交付決定となった者が事業を実施する場合は、下記の点に留意して実施してください。

- ・事業内容は当初計画から逸脱しないこと。
- ・12月末までに、交付決定から11月末までの進捗状況を所定の様式で報告すること。
- ・事業執行にあたり、交付決定総額の20%以上の減額を伴う変更、又は補助事業の内容の重大な変更を行う場合は、予め市と協議の上、変更承認申請書を提出すること。
- ・事業終了後速やかに実績報告書を提出すること。
- ・補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後の翌年度から5年間保存すること。

## 10. スケジュール一覧

月 日	内 容
令和5年4月17日（月）	一次募集開始
令和5年5月31日（水）	一次募集締切
令和5年6月中旬	（一次募集）交付決定・補助事業開始
令和5年9月19日（火）	二次募集開始
令和5年10月20日（金）	二次募集締切
令和5年11月初旬	（二次募集）交付決定・補助事業開始
令和5年11月初旬	（一次募集） 中間報告（交付決定から10月末分）
令和6年2月29日（木）	補助事業終了